

登米市人権擁護に関する条例逐条解説

人権は、誰もが生まれながらにして持つ、誰からも侵されることのない基本的な権利であり、生涯にわたって最大限尊重されなければならない。

世界人権宣言では、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とされ、全ての人は、権利と自由とを享有できることがうたわれている。また、日本国憲法においても、基本的人権が保障され、法の下での平等が定められている。

しかしながら、社会においては、依然として不当な差別や偏見が存在しており、近年では、情報化の進展や社会情勢の変化に伴い、インターネット上の誹謗中傷及びプライバシーに関わる情報の流布並びに性的指向及び性自認を理由とした差別や偏見など、人権問題は複雑化・多様化している。

このような人権問題を解消していくためには、市民一人ひとりが人権意識を高め、互いを尊重し支え合うことが重要であることから、登米市は、全ての市民が人権を侵害されることなく、個人として尊重され、自分らしく安心して暮らすことができる人権尊重のまちづくりを目指すため、この条例を制定する。

【解説】

本条例を制定するに当たり、基本的な考え方や市としての方針を明らかにするため、前文を規定しています。

前文は、条例制定に係る趣旨や目的などを記載しており、各条文を定める上での基本的な考え方となります。

※ 性的指向

性的指向とは、恋愛対象が誰であることを示す概念とされています。

※ 性自認

性自認とは、性別に関する自己意識のことをいいます。

(目的)

第1条 この条例は、本市における人権尊重のまちづくりについて、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権擁護に関する施策の基本となる事項を定めることにより、人権尊重のまちづくりを推進し、もって市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

本条は、本条例の目的について規定しています。

本条例は、差別や偏見のない、人権が尊重される地域社会の実現に寄与することを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住、通勤又は通学している者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。
- (3) ハラスメント 個人に不快感又は不利益を与える言動により、生活環境を害することをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 夫婦、恋人等の間において身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

【解説】

本条は、本条例に使用している用語のうち、その意味するところを明確に定めておく必要があるものについて規定しています。

第1号の市民とは、市内在住者に限らず、市外に居住する者のうち、市内の事業者に勤務する者、市内の学校に通学する者も含みます。

第2号の事業者とは、市内で営業活動を行う者のほか、市民活動団体などのように市内で非営利活動を行う各種団体等も含みます。

第3号のハラスメントとは、個人に不快感又は不利益を与える言動により、生活環境を害することをいいます。

第4号のドメスティック・バイオレンスとは夫婦、恋人等の間において身体的又は精神的に苦痛を与える暴力的行為をいいます。

(基本理念)

第3条 人権尊重のまちづくりは、全ての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない個人として尊重されるものであるという認識を基本として行わなければならない。

【解説】

本条は、本条例第1条に規定している目的を実現するための基本となる考え方、目指すべき方向性を基本理念として規定しています。

全ての市民が、生まれながらにして社会、経済、文化あらゆる分野の活動に参画することができる権利を有し、かけがえのない個人として尊重されることを基本理念としています。

(人権を侵害する行為の禁止)

第4条 何人も、家庭、職場、学校、地域、インターネット上その他あらゆる場所及び場面において、障がい、疾病、性別その他の事由による差別、いじめ、虐待、社会的に認知されたハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、プライバシーの侵害その他の人権を侵害する行為をしてはならない。

【解説】

本条は、本条例における人権を侵害する行為の禁止について規定しています。

誰であっても、どのような場所や場面においても、理由の有無に関わらず、人権を侵害する行為をしてはいけないと規定しています。

なお、人権を侵害する行為の禁止は一般的な概念ではありますが、今後想定していない場面において人権を侵害する行為が起こりうることを見据えて「あらゆる場所及び場面」としています。

(市の責務)

第5条 市は、第3条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民及び事業者の人権意識の高揚を図るとともに、人権擁護に関する施策を総合的に推進しなければならない。

2 市は、人権擁護に関する施策の実施に当たっては、国、宮城県その他の関係団体（以下「関係機関等」という。）との緊密な連携に努めなければならない。

【解説】

本条は、本条例における市の責務について規定しています。

第1項では、市は市民がかけがえのない個人として尊重される基本理念を踏まえ、市民及び事業者の人権意識の高揚を図るとともに、人権擁護に関する施策を総合的に推進することを規定しています。

第2項では、人権擁護に関する施策を推進するに当たっては、関係機関等との連携に努めることを規定しています。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、社会のあらゆる場面において互いに人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの担い手として人権意識の高揚に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する人権擁護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

本条は、本条例における市民の責務について規定しています。

第1項では、市民は家庭、職場、学校、地域などの社会のあらゆる場面において、互いの人権を尊重し合い、市民一人ひとりが人権尊重のまちづくりの担い手として、人権意識の高揚を努力義務とする旨を規定しています。

第2項では、市民は様々な人権課題の解決に向け、市が実施する人権擁護に関する施策に協力することを努力義務とする旨を規定しています。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に関わる全ての人の人権を尊重するとともに、事業活動を行うに当たっては、人権尊重の視点に立って取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する人権擁護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

本条は、本条例における事業者の責務について規定しています。

第1項では、事業者は、事業活動の中で、従業員、取引先、地域住民など多くの人と関わりを持っているため、事業者に所属する個人の人権を尊重するだけでなく、事業活動に関わる全ての人の人権を尊重するとともに、人権尊重の視点に立った事業活動に取り組むことを努力義務とする旨を規定しています。

第2項では、事業者は、様々な人権課題の解決に向け、市が実施する人権擁護に関する施策に協力することを努力義務とする旨を規定しています。

(相談体制の充実)

第8条 市は、様々な人権問題に関し、市民一人ひとりが安心して相談できるよう、関係機関等と連携し、相談体制の充実を図るものとする。

【解説】

本条は、市民からの相談に対応するための相談体制について規定しています。

人権問題は、情報化の進展や社会情勢の変化に伴い、複雑化・多様化しているため、誰でも安心して相談できるよう、関係機関等と連携し、相談機会の周知及び提供並びに実情に応じた相談体制の充実を図ることとしています。

(教育及び啓発活動の推進)

第9条 市は、関係機関等と連携し、人権教育を推進するとともに、人権啓発活動により市民及び事業者の人権意識の高揚を図るものとする。

【解説】

本条は、市が行う教育及び啓発活動の推進について規定しています。

市は、関係機関等と連携し、家庭、職場、学校、地域など様々な場面や機会を捉えて人権教育を推進します。

また、人権擁護委員等によるこれまでの取組や活動を引き続き実施するとともに、本条例制定の趣旨や目的を市民に広く浸透させるため、更なる人権啓発活動により市民及び事業者の人権尊重の意識の高揚を図ることとしています。

(登米市人権の日)

第10条 市民及び事業者の人権に関する理解を深めるため、登米市人権の日（以下「人権の日」という。）を定める。

2 人権の日は、12月1日とする。

3 市は、人権の日の趣旨にふさわしい取組を推進するため、必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、人権の日について規定しています。

第1項では、市民及び事業者の人権に関する理解を深めるとともに国立ハンセン病療養所東北新生園の所在地である本市の責務として、歴史や記録を後世に伝え、正しい知識と理解の普及啓発を図るため、人権の日を定めることを規定しています。

第2項では、国際連合が定めた国際人権デーが12月10日、国が定めた人権週間が12月4日から10日までであることから、これらに合わせ、本市の総括的な人権の考え方や方針を示すため、人権の日を12月1日と規定しています。

第3項では、全ての市民を対象に、人権の日制定の趣旨にふさわしい取組を推進す

るため、市は必要な施策を講ずることとしています。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

本条は、条例の施行に関し必要な事項については、別に定めることを規定しています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【解説】

本条例は、公布の日から施行することを規定しています。